

要約

法人協同會

- 一 協同會の解雇者によること
 - 二 団体交渉権の認めらるること
 - 三 消費組合の老舗全社組合の合併を差引くこと(註)
 - 四 解雇手当の三ヶ月分増額支給
 - 五 臨時休業手当及び慰問金支給
- 而して解雇者側が提出した要求書に對して会社側は既述の如く回答を
本日(五月)二十五日午後十時会社に事務所にて示すこととなす。

労働組合の現状

神奈川聯合會より在任(代表者一名)の無きことによる現下の不況に
加り多量に解雇の憂ひを感ずる中、職権の行使を以て労働組合の
お守りを守る限り、回避の模範を以て、被解雇者等との間に
能く近き交渉の継続を以て、交渉の持てる所を以て、交渉
能く、解雇手当額を若干増額支給することを以て、交渉
の打合せは、行なはる。

(註)

經同盟セメント労働組合川崎支部に於て、五月二十五日川崎市大島
二四七六番地にて、支部代表者として株式会社川崎工場従業員を中心とし、田島
海堂組合を設立し、設立委員として、組合員大ニ名有り、協同
労働団体労働組合中、有数組合の一として、其後、海野セメント
会社に於て、再三交渉の結果、漸次組合を以て、本年七月二十五

木

労働組合の現状
協同會の解雇者によること
労働組合の現状
協同會の解雇者によること